

静岡県告示第590号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和2年8月21日

静岡県知事 川勝平太

小川加入区（小川区域の小型合併漁業のうち主として釣りを営む漁業及び主として刺網を営む漁業区分）

1 届出年月日

令和2年8月7日

2 発起人の住所及び氏名

焼津市田尻1458

村松 鼎

焼津市小川3899-24

青嶋 千多利

3 区域

小川区域

4 区分

小型合併漁業のうち主として釣りを営む漁業及び主として刺網を営む漁業区分